

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

社団法人東京都木材団体連合会
制 定 平成18年8月28日

第一 目的

本実施要領は、社団法人東京都木材団体連合会(以下「当連合会」という。)が、平成18年5月31日に施行した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」(以下「行動規範」という。)で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、当連合会の合法木材供給認定事業者(以下「認定事業者」という。)として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、原則として当連合会の会員及びその構成する事業者を対象とする。

第三 合法木材供給事業者認定申請

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を、会員を經由して当連合会へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

当連合会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。なお、審査結果については、会員を經由して申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「合法材」という。)とそれ以外の木材・木材製品(以下「非合法材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法材と非合法材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握出来ること。
- ④ 関係書類(証明書を含む。)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当連合会は、認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を、会員を經由して交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称・代表者名・住所・認定団体番号・認定年月日を当連合会のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第七 証明書の発行

- 1 認定事業者は、合法材の出荷に当たって、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書の様式は、別記3で定める「合法性・持続可能性証明書」、又は既存の納品書等に別記3と同等の事項を追加記入することで証明に代えることが出来るものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、合法材の取扱等にかかわる前年度分の実績を毎年6月末までに、会員を經由して当連合会へ報告する。
- 2 当連合会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当連合会は、必要に応じて、認定事業者による合法材の取扱い

が適正であるか否かを検査することが出来るものとし、認定事業者は、当連合会から検査を行う旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど、当連合会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当連合会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことが出来るものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から、認定の取り消し申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が、認定事業体の用件に適合しなくなったとき。
- 2 当連合会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を、当該認定事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年8月28日から施行する。